

岩手県告示第106号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の終了を認可した。

令和6年2月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 八幡平市
- 2 事業施行期間 平成27年11月24日から令和6年6月30日まで
- 3 施行地区 八幡平市大更第21地割及び第25地割の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称 八幡平市大更駅前線沿道整備土地区画整理事業
- 5 施行認可の年月日 平成27年11月24日
- 6 土地区画整理事業の終了の認可の年月日 令和6年2月20日